令和　　　年　　　月　　　日

令和7年度　山鹿市産後ケア事業応募申請書

山鹿市長　様

所在地

名　称

　　　　　　　　　　　　　　代表者

山鹿市産後ケア事業について、仕様書を確認の上、次のとおり応募申請します。

山鹿市産後ケア事業公募要件調書の（1）から（10）に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に（2）から（9）に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

**事業所の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 産後ケア事業所名称 |  |
| 所　　在　　地 | 〒 |
| 事業管理者　役職　 |  |
| 連絡担当者　所属　 |  | 直通連絡先 | TEL |
| FAX |
| 従事者名 | 従事する方全ての氏名・資格を記入してください。（別紙にて提出も可） |
| 氏名 | 資格 | 氏名 | 資格 |
| 氏名 | 資格 | 氏名 | 資格 |
| 氏名 | 資格 | 氏名 | 資格 |
| 連携体制にある医療機関・医師 | 保健医療面での助言が受けられたり相談できる医療機関・医師がいますか。* はい　※はいの場合は下欄も記入ください。　　　□　いいえ
 |
| 医療機関名 | 医師氏名 |
| 加入している賠償責任保険の名称 |  |
| 実施するケアの種別にチェックをし、受入れ可能な乳児の月齢を(　)内に記入ください | * 宿泊型　　　□　通所型（6時間）□　通所型（5時間）□　通所型（4時間）□　通所型（3時間）

生後（　　　か月未満）　　（　　　か月未満）　　　　（　　　か月未満）　　　　（　　　か月未満）　　（　　　か月未満）* 通所型（2時間）　　□　訪問型

生後（　　　か月未満）　　　　　（　　　か月未満）　　 |
| 設備設置状況 | ケア実施場所の写真及び図面等を添付してください。居室（個別に休息ができる場所）、ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ室（問診や相談ができる場所）、乳児保育室がわかるように明記してください。※訪問型は不要。 |
| e-mailアドレス |  |

1. **実施施設一覧記載事項**
2. 受け入れ可能な曜日に〇をつけてください。

 月　　火　　水　　木　　金　　土　　日　　祝日

1. 利用予約はいつまでに必要ですか　･･･（　　　　　　　　　　　　　）日前まで
2. 事前に知らせるべき施設からのお知らせや注意点等、利用者が検討しやすくなるような内容を

50字程度で簡潔に記載してください。**※令和７年度からInstagram等のSNSの記載はしません。**

④　各自持参が必要な物を記載してください。

⑤　別途下記の料金が発生する場合は、○をつけてください。※食事代は金額も記入

日帰り型の食事代（　　　　　　　　　円　）　・　ミルク代　・　おむつ代

1. **宿泊型または日帰り型において、同時間帯に2組以上の受け入れを計画されている場合は、必ず記載してください。**

①　同時間帯に受け入れる最大組数　（　　　　　組）

②　①の利用組数に対する事業従事者数　（　　　　　　人）

③　複数組の対応をするため、受託施設としてどのような点に配慮や工夫をしてケアを実施するか

具体的計画を記載してください。

**山鹿市産後ケア事業公募要件調書　該当する場合、右の□の中に「✓」をつけてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 登録申請書を提出すること
 | □ |
| 1. 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる事業所であること
 | □ |
| （3） 医療法（昭和23年7月30日法律205号）に定める病院、診療所及び助産所等で、助産所の場合は、産後ケア事業が実施できる施設があること | □ |
| 1. 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の業務について実績があること

（助産師等の専門資格を有する者が母乳育児相談や乳房ケアを実施した実績や家庭訪問の経験等があること） | □ |
| (5)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること | □ |
| (6)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産法手続き開始の申立てをしていないこと | □ |
| (7)　暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではないこと | □ |
| (8)　消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。国税及び地方税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税）の滞納がないこと | □ |
| (9)　事業を開始するにあたって、医療法に則った定款変更や各種申請等を所管する保健所へ届出を行うこと | □ |
| （10) 登録申請書等に虚偽の事実を記載しないこと | □ |